

6-1. 住民と行政の協働の推進

(1) 現況と課題

本町では、自治会への加入率が低下しており、70%を下回っています。区長会等を中心に、自治会加入や地域自治活動の促進を行うとともに、県自治会連合会での情報収集等、他地域の自治会との情報交換を進めたこともあり、自治活動が徐々に活性化し始めています。

地域の連帯感を高めるとともに、住民や地域の主体性を尊重しつつ、職員一人ひとりと住民一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要になっています。住民との協働によるまち普請、住民参画の取組みとしての公募委員の充実、住民の主体性を生かした町民提案型事業の実施やボランティア・NPO法人*等市民活動への支援などを進める必要があります。

(2) 5年間の政策目標

- ①地域と行政との協働の基礎となる55行政区を活性化させます。
- ②住民参画のもと、広く意見を取り入れつつ、住民の理解と協力を求めます。
- ③住民とともにまちづくり基本条例（自治基本条例）を制定し、住民自治を実現します。

(3) 施策

6-1-1. まちづくり基本条例の制定

「町民の、町民による、町民のための高根沢」を実現するため、自治体の最高法規であり自治の基本原則と基本ルールを明文化したまちづくり基本条例を、住民が中心となって平成19年度中に制定します。住民がまちづくりに参画する権利と責務、行政が住民にまちづくりに参画する機会を提供する努力義務等、参画と協働のあり方を明文化し、住民の権利保障やそのための制度保障を実現します。

指標	平成16年度	平成19年度
まちづくり基本条例	未制定	制定

【事業】

- まちづくり基本条例の制定
 - ↳まちづくり基本条例推進費

6-1-2. 住民協働推進計画の策定と運用

まちづくり基本条例と同様に住民中心の地域運営を行うため、平成19年度中に住民協働推進計画を策定します。「まち普請 志民の会（※）」からの提案内容や各行政機関の事業に関して、この高根沢町がどのような自治を実現しているのか、住民有志と職員が力をあわせて自治の指針を提唱します。住民、地域、行政の役割を明確にするとともに、それぞれの責任感を醸成させる計画を策定し、実践します。

（※ 平成17年度から活動をスタートした、行政と対等の立場でまちづくりに参画する住民組織）

6-1-3. コミュニティビジネス*の充実

地域の活性化、ひいては高根沢町の活性化を促すため、地縁団体の認証取得やNPO法人*化を支援し、子供からお年寄りまでまちづくりに参画する楽しみを導きだせるような、活気あふれるコミュニティの創造を目指します。その推進策の一つとして、コミュニティビジネス*の展開を検討・企画します。

6-1-4. 地域担当制度の創設

より活力のある地域づくりに向けて、職員が参加する制度創設に取り組めます。地域活性化やまちづくりの研修を受けた職員を各地域（行政区）に割り振り、その地域のまちづくりの一助となるような制度を築きます。住民との連携を密にするとともに、信頼される行政を築き、まちづくりに貢献します。

6-1-5. 行政区連合体の組織化

地域交流センターの整備にあわせて、平成 22 年度からは複数の行政区が連携する行政区連合体の組織化について検討を開始し、平成 27 年度までには、全ての小学校区単位に連合体を組織します。この連合体によって地域活性化に取り組むとともに、防災・防犯組織の拠点としても位置付けます。

（４）効率化目標

①地域コミュニティをより一層活性化させるため、地域づくりを目的とした行政組織を設置します。対応窓口を一元化することで、縦割り型から横伸び型への効率化が期待できます。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
地域づくりを目的とした行政組織の設置 (単位：組織)	0 組織	1 組織

（５）サービス向上目標

- ・個人や地域による主体的なまちづくりの活動を支援するために、窓口を一本化し、的確な情報提供を行います。
- ・より一層行政情報の提供を進めるため、HP を充実させます。
- ・個人や地域による主体的なまちづくりの活動を支援するため、活動場所の提供に関して中長期的な視点で改善を行います。